

日時：令和6年2月14日（水）  
10時から12時まで  
場所：市庁舎18階みなと1、2、3会議室

## 第51回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

- 1 開会
- 2 福祉のまちづくり推進事業の経緯について
- 3 議事  
会長及び副会長の選出
- 4 報告  
(1) パーキングパーミット制度の導入について  
(2) 小柴自然公園整備の進捗状況について
- 5 資料配布  
バリアフリー基本構想について
- 6 その他

### 資料

- 【資料1】横浜市福祉のまちづくり事業開始から現在までの経緯
- 【資料2】パーキングパーミット制度の導入について
- 【資料3】小柴自然公園インクルーシブ遊具広場の供用開始について
- 【資料3-1】小柴自然公園パンフレット
- 【配布資料】横浜市バリアフリー基本構想
- 【配布資料】港北区バリアフリー基本構想
- 【配布資料】緑区バリアフリー基本構想
- 【参考資料1】推進会議について
- 【参考資料2】横浜市福祉のまちづくり条例
- 【参考資料3】推進会議運営要綱

## 横浜市福祉のまちづくり 事業開始から現在までの経緯

### 昭和49年 福祉の風土づくり運動スタート

推進母体として「横浜市福祉の風土づくり推進委員会」を設置

#### <基本理念>

「高齢者・子供・障害者等すべての市民が生活し、活動できる横浜市」の実現

### 昭和52年 「横浜市福祉の都市環境づくり推進指針」 制定

### 平成5年 ゆめはま 2010 プラン長期ビジョン確定→福祉のまちづくり条例制定について明文化

### 平成9年 横浜市福祉のまちづくり条例 施行

#### <基本理念>

- (1) 基本的人権の保障とノーマライゼーション
- (2) 生活者主体の視点による福祉のまちづくり
- (3) 協働によるまちづくり

#### 1 「横浜市福祉のまちづくり推進指針」発行（平成11年～：以降、5回にわたり改定）

**令和3年3月** 「ふくまちガイド（「横浜市福祉のまちづくり推進指針（改定版）

（令和3年度～7年度）」及び「同 実践編」発行

<三つの構成要素>

【ビジョン（未来像）】、【ポリシー（理念）】、【アクション（行動）】

#### 2 重点推進地区事業の展開（平成11～21年度）

#### 3 条例の見直し（平成23年度以降：抜粋）

**平成23年～**「横浜市福祉のまちづくり条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」の改正に向けた検討

◆小委員会：条例改正関係 … 条例の前文作成・検討、市民参画について

福祉のまちづくりの推進関係 … 表彰制度の導入検討、福祉教育の進め方について

◆専門委員会：福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化、用途の追加、対象施設等のわかりにくさの解消、整備基準について

### 平成24年 改正「横浜市福祉のまちづくり条例」公布

#### 【主な改正点】

- ・福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化
- ・福祉のまちづくり条例の理念を明文化し、対象者を暮らす人だけでなく、訪れる人や勤める人にも拡大
- ・市民参加の確保を規定
- ・2,000㎡以上の共同住宅について、バリアフリー化を義務付け

平成25年7月 改正「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」（建築物ほか）公布

**【主な改正点】**

- ・建築物全般の整備基準の見直し
- ・子育て世代に配慮した設備規定を追加
- ・共同住宅の整備基準の見直し
- ・2,000 m<sup>2</sup>以上の共同住宅について、バリアフリー化を義務付け

平成25年10月 改正「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」（道路・公園）公布

**【主な改正点】**

- ・道路と公園の整備基準の整理、見直し
- ・表示板と適合証を新様式に変更

平成29年～ 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正を受け、「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（建築物編）」改定に向けて検討

平成30年12月 「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（建築物編）」改定（増補版発行）

**【主な改正点】**

- ・多機能トイレの利用者集中を解消するための考え方を追加
- ・ホテル又は旅館の客室について、バリアフリーに配慮した「一般客室」やバリアフリー改修方法についてのコラムを追加

令和元年9月 バリアフリー法政令に規定する「ホテル等の車いす利用者用客室の設置基準」改正を受けて整合性を図るため、改正「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」（建築物ほか）公布、施行

**【主な改正点】**

- ・ホテルまたは旅館に必要な車椅子利用者用客室数の引き上げ

令和2年4月 「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（建築物編）」改定

令和2年12月～ 小規模建築物に対する基準の緩和に伴う対応への検討

【検討不十分により保留】

令和3年4月、10月 バリアフリー法政令改正により、整合性を図るため、改正「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」（建築物ほか）公布、施行

令和4年12月～ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供義務化に伴い、福祉のまちづくり条例事前協議におけるソフト施策を専門委員会で検討（継続）

4 第14期（任期：～令和7年7月14日まで）福祉のまちづくり推進会議で検討していただく  
主な課題（予定）

- ・専門委員会での検討結果を踏まえた福祉のまちづくり条例の改正
- ・次期「横浜市福祉のまちづくり推進指針」（令和8年度～）の検討体制について 等

## パーキングパーミット制度の導入について

パーキングパーミット制度については、国土交通省が公表した「車いす利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」の中で、不適正利用の抑制に一定の効果があると報告されました。また、第 50 回推進会議にて報告しました、市内の車いす利用者用駐車施設調査の結果を踏まえ、パーキングパーミット制度の導入を決定しましたので、ご報告します。

### 1 パーキングパーミット制度について

車いす利用者をはじめとする障害のある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、ご本人またはご家族からの申請に対して、対象者に利用証を交付します。

この利用証を対象者が、車いす利用者駐車区画に駐車する際にフロントガラスなどへ掲げることで、適正利用を周囲に P R し、不適正利用を抑止していく制度です。

### 2 車いす利用者用駐車施設調査について

#### (1) 調査結果

調査の結果、法令で定めた基準である 1 % を上回る車いす利用者用駐車区画の整備が行われていることがわかりました。

一方で、基準を上回る整備が行われているにも関わらず、必要としている方からは、「車いす利用者用駐車区画に停めたくても実際に停められない」ことや「パーキングパーミット制度を導入し、目視で必要な人が停めていると分かれば、認知度も適切な利用者も増えていく」との声を頂いております。

そこで、公共施設における車いす利用者用駐車区画を増設し、優先駐車区画（※）の確保を進めるとともに、適正な利用を図る目的でパーキングパーミット制度を導入することで、ハードとソフトの両面から環境を整備してまいります。

図 車いす利用者用駐車区画調査結果

	駐車区画数	車いす利用者用駐車区画数	優先駐車区画数	増設可能な車いす利用者用駐車区画数	増設可能な優先駐車区画
公共（545 施設）	19,325	657(3.4%)	125(0.6%)	192	286
民間（473 施設）	50,232	765(1.5%)	218(0.5%)	25	54
合計（1018 施設）	69,557	1,422(2.1%)	343(0.5%)	217	340

調査対象 公共：市内の公共施設（区役所、地区センター、地域ケアプラザなど）

民間：市内の民間施設（大規模小売店舗、スーパーマーケット、ドラッグストア等）、病院など

（※）優先駐車区画…車いす利用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として

施設等の出入口近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの、移動に配慮が必要な方向への駐車区画



(2) 民間事業者を対象としたヒアリングでの主な意見

- 駐車台数そのものが少なく、車いす利用者用駐車区画の増設は難しい。
- 実際に車いす利用者用駐車施設を必要とされている方の中には、外見ではわからない方もおり、適正に利用されているのか施設管理者のほうで判断することが難しい。一律のルールがないため、現場での運用が徹底できていない。
- パーキングパーミット制度を導入するのであれば、車いす利用者用駐車区画を必要としない方にも、制度を広報、啓発することが必要。

### 3 パーキングパーミット制度導入について

(1) 制度開始時期

令和6年中

(2) 利用証の発行対象者


特定の障害者手帳交付者、介護保険認定者、難病患者等、妊産婦、けが人かつ歩行が困難である旨の申告のあった方を想定しています。

(3) 申請方法

所定のフォームによる電子申請又は申請書の郵送によるものし、対象者であることが確認できましたら、利用証を郵送します。

(4) 利用証のイメージ

障害者・高齢者等を対象とした（無期限）のもの、妊産婦・けが人等を対象とした（有期限）のもの2種類を想定しています。

種類	障害者、高齢者等用	妊産婦、けが人等用
有効期限	なし	あり
デザインイメージ		

利用イメージ  
(フロントミラーにかける)



### 4 制度の周知について

制度導入前に関係団体へ説明を行っていくほか、チラシの配架、広報よこはま、SNS、専用アプリなどでお知らせします。また、障害者手帳や母子手帳の交付時、要介護認定等の更新時にご案内します。

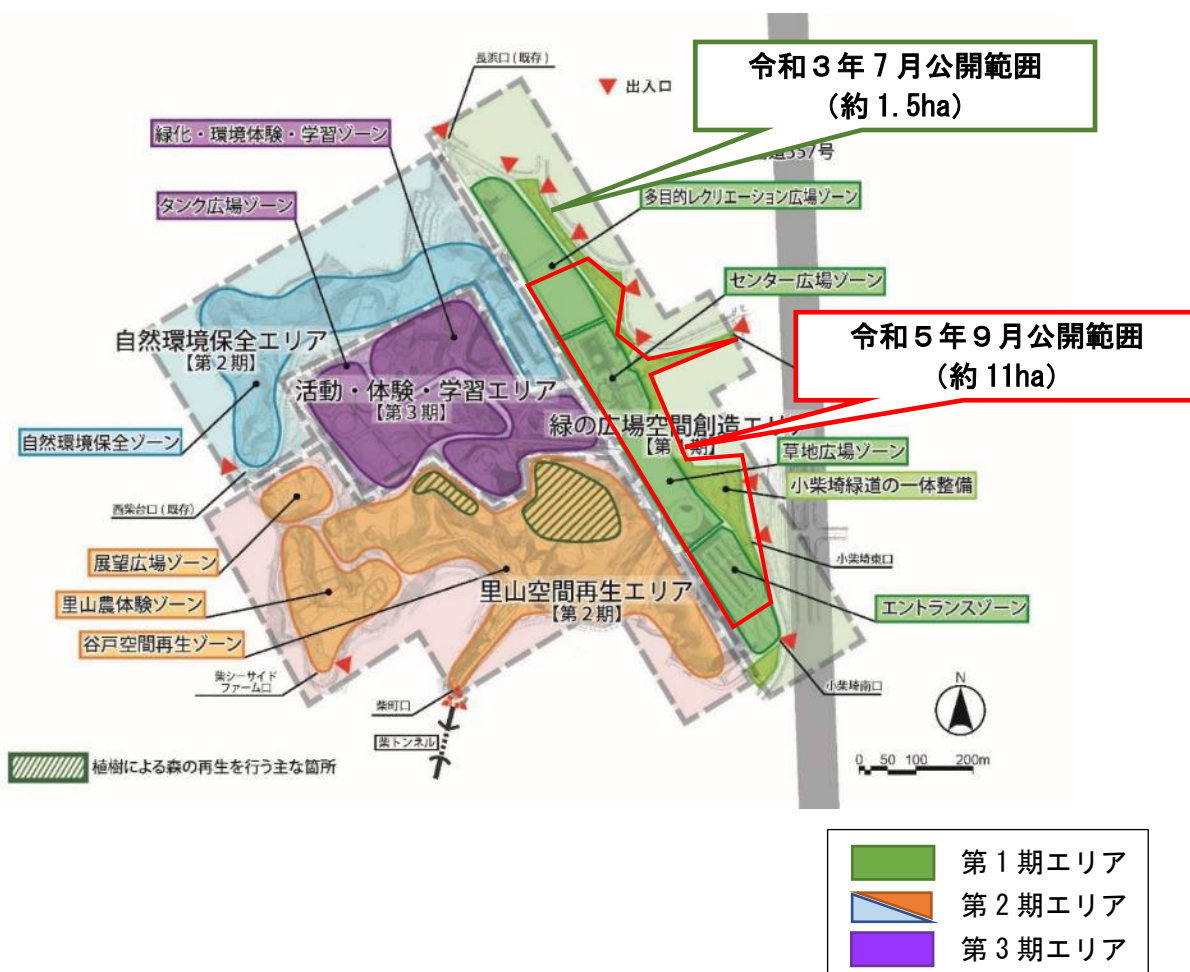
あわせて、事業者にも働きかけを行い、ポスターの配布や制度へのご協力を依頼してまいります。

## 小柴自然公園インクルーシブ遊具広場の供用開始について

小柴自然公園第 1 期エリアについては令和 5 年 9 月 24 日に開園し、インクルーシブ遊具広場を供用開始しましたので、利用状況等をご報告します。

### 1 公園概要

- (1) 所在地 金沢区長浜 116-2  
 (2) 面積/種別 約 55.8ha/広域公園  
 (3) 主な施設 草地広場、多目的広場、管理棟、駐車場等  
 (4) 事業予定 平成26～令和14年度（2014～2032年度：19か年計画）



## 2 インクルーシブ遊具広場の利用状況について

インクルーシブ遊具広場は、障害の有無などに関わらず、すべての子どもたちが一緒に遊べることを目指した遊具広場です（別添資料参照）。9月23日に市長出席のもと開園式（テープカット、遊具広場体験会）を行い、翌24日より供用開始しました。

平日は、午前中から午後の早い時間に未就学児の利用が多くなっています。また、午後3時以降は近隣小学生を中心に多くの利用が見られます。休日は家族連れの利用が多くなっています。車両での来園が多く、市外ナンバーの車両も多くみられます。また、WebサイトやSNSでも取り上げられています。



テープカットの様子（子どもたちも参加）



遊具広場体験の様子



開園後の週末の様子（1）



開園後の週末の様子（2）

## 3 今後について

小柴自然公園は横浜市で初めてのインクルーシブ遊具広場となるため、利用状況や施設の使いやすさ等について、利用者へのヒアリングや行動観察による効果検証を進めています。調査は今年度から令和6年度にかけて継続して実施し、今後の施設運営等に活用します。

（別添資料）

- ・記者発表資料「小柴自然公園第1期エリアが開園！」（令和5年8月28日）
- ・小柴自然公園マップ
- ・広報よこはま11月号



# 小柴自然公園

KOSHIBA SHIZEN PARK



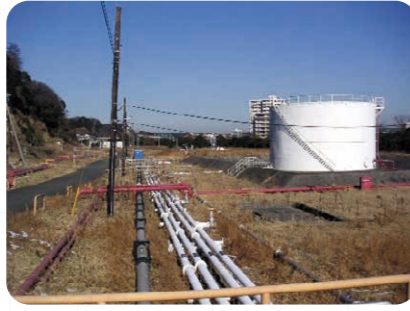
令和5年9月  
横浜市環境創造局



## 小柴自然公園のなりたち



返還直後の基地ゲート



場内（現在の遊具広場付近）

小柴自然公園は、旧在日米軍小柴貯油施設の跡地を公園として整備したものです。小柴貯油施設は、もともとは旧日本軍の貯油施設として整備され、戦後、在日米軍に接収され使用されてきました。地域の皆様と横浜市の長年にわたる活動がみのり、平成 17 年に国に返還されました。返還後は、施設内に残された豊かな緑を残しながら都市公園として活用する方針とし、平成 26 年に（仮称）小柴貯油施設跡地公園基本計画を策定しました。その後、平成 29 年に都市計画決定を経て着工しました。広大な敷地であるため、3 期に分けて整備を進めています。

## 小柴自然公園（第 1 期エリア）の特徴

今回開園する第 1 期エリアは、南北約 1km の平坦な地形が特徴のエリアです。

### 遊具広場



車いすのまま乗れる遊具



スロープ付き遊具

障害の有無などにかかわらずすべての子どもたちが一緒に遊ぶことを目指した、横浜で初めての「インクルーシブ遊具広場」です。障害のある方や専門家のご意見をもとに、車いすのまま使える遊具などを整備しています。様々な難易度や特徴をもった遊具を配置し、それぞれの子どもがお気に入りの遊具を見つけられるようにしています。また、トイレや休憩スペース、外周の飛び出し防止フェンスなど、遊具以外の施設についても仕様を工夫しています。

### 多目的広場

広さ約 140m× 約 70m のグラウンドです。ソフトボールなどのスポーツや地域の活動に利用できます。



多目的広場

### 草地広場

広さ約 1ha の広々とした「原っぱ」です。のびのびと過ごすことができます。

### 海食崖

園地の西側に続く崖は、波の浸食によってできた海食崖で、ここがかつて海であったことを示しています。小柴自然公園では、崖の下に待受擁壁（落石などを止める土塁）を整備することで、崖を自然のまま安全に保全しています。



草地広場



海食崖と待受擁壁



公園種別：広域公園  
面積：約 55.8ha  
(第 1 期エリア面積：約 12.5ha)

### 凡例 Legend

- トイレ  
Toilets
- 駐車場  
Parking
- 自転車駐輪場  
Bicycles Parking
- バイク駐輪場  
Motorcycles Parking
- 水飲み  
Drinking Fountain
- 自転車走行可能ルート  
Cycling routes
- 園路  
Park Path

### 第 1 期エリア 園内図



## ■ 開園までの主な出来事

昭和 23 年 10 月	旧日本海軍の施設が米軍により接収
平成 16 年 10 月	日米合同委員会において返還の方針が合意
平成 17 年 12 月	小柴貯油施設の陸地部分全域と制限水域の一部が返還
平成 18 年 6 月	米軍施設返還跡地利用指針を策定
平成 19 年 3 月	横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画を策定
平成 20 年 3 月	小柴貯油施設跡地利用基本計画（都市公園利用）を策定
平成 26 年 7 月	（仮称）小柴貯油施設跡地公園基本計画策定
平成 29 年 7 月	都市計画決定 工事着手
令和 3 年 7 月	第 1 期エリアの一部（約 1.5ha）を小柴自然公園として公開
令和 5 年 9 月	（今回）第 1 期エリア公開

## ■ 交通アクセス

所在：横浜市金沢区長浜 116-2

- 金沢シーサイドライン「幸浦」駅より徒歩約 10 分
- 市営バス 321 系統「長浜ホール前」徒歩 1 分
- 有料駐車場 66 台

## ■ お問い合わせ

### ● 公園の整備に関すること

環境創造局公園緑地整備課

TEL：045-671-4611

✉：ks-koenseibi-t@city.yokohama.jp

### ● 公園の管理に関すること

環境創造局南部公園緑地事務所

TEL：045-831-8484

✉：ks-nambukoen@city.yokohama.jp



小柴自然公園の詳細は  
ホームページをご覧ください



案内図



横浜で初めての万博となる 2027 年国際園芸博覧会の開催に向けて、横浜市では引き続き、豊かな水・緑環境をはぐくみながら「住みたい、住み続けたいまち 横浜」を目指し取り組んでいきます。

# YOKOHAMA みんなのまちづくり

## 横浜市バリアフリー基本構想

### 「バリアフリー基本構想」とは

鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区等で、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成する構想のことです。

「バリアフリー基本構想」では重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容等を定めます。個々の施設のバリアフリー化だけでなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

横浜市ではこの基本構想に基づいて、まちのバリアフリー化を進めています。

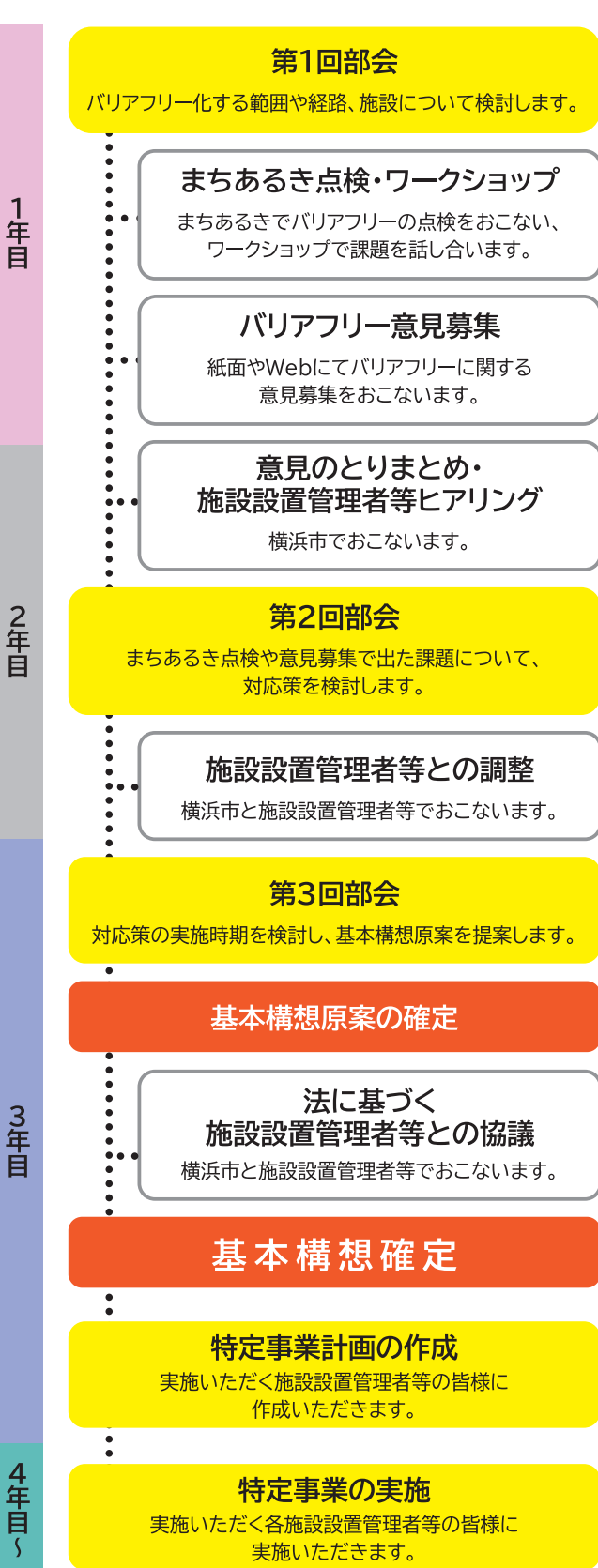
### 「バリアフリー基本構想」に基づいた整備事業

「バリアフリー基本構想」に基づいて、各事業者が重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施します。

-  公共交通特定事業  
(旅客施設等のバリアフリー化に関する事業)
-  道路特定事業  
(歩道等のバリアフリー化に関する事業)
-  交通安全特定事業  
(音響式信号機の設置等に関する事業)
-  建築物特定事業  
(建築物のバリアフリー化に関する事業)
-  都市公園特定事業  
(公園のバリアフリー化に関する事業)
-  路外駐車場特定事業  
(特定路外駐車場\*のバリアフリー化に関する事業)
-  教育啓発特定事業  
(心のバリアフリーに関する事業)

\*特定路外駐車場とは、駐車スペースが500㎡以上で駐車料金を徴収する駐車場をいいます。

### バリアフリー基本構想検討の基本的な流れ





# バリアフリー基本構想でかわるヨコハマのまち

**交通** 券売機改修  
券売機を改修することで、  
車いすの方が使いやすくなりました



**交通** ホームドア、もしくは  
可動式ホーム柵設置



**教育** 移動等円滑化を図るために  
必要な教育訓練



**教育** 不法駐輪禁止の啓発活動



**建築物** 入口部の視覚障害者  
誘導用ブロック設置



**交通** コミュニケーションボードや  
筆談具等の利用  
聴覚障害者・外国人・高齢者等、様々な方との  
コミュニケーションツールを用意しています

耳マーク



**道路** 舗装の材質改善  
どんな人でも移動しやすい材質に変更しました



**道路** 排水溝のふたの改善  
ふたの穴が大きすぎると 車いすの車輪がはまる  
ふたの穴を小さくして 動きやすく



**公園** トイレ改修  
車いすでも使いやすいように空間を  
拡げ、手すりを設置しました



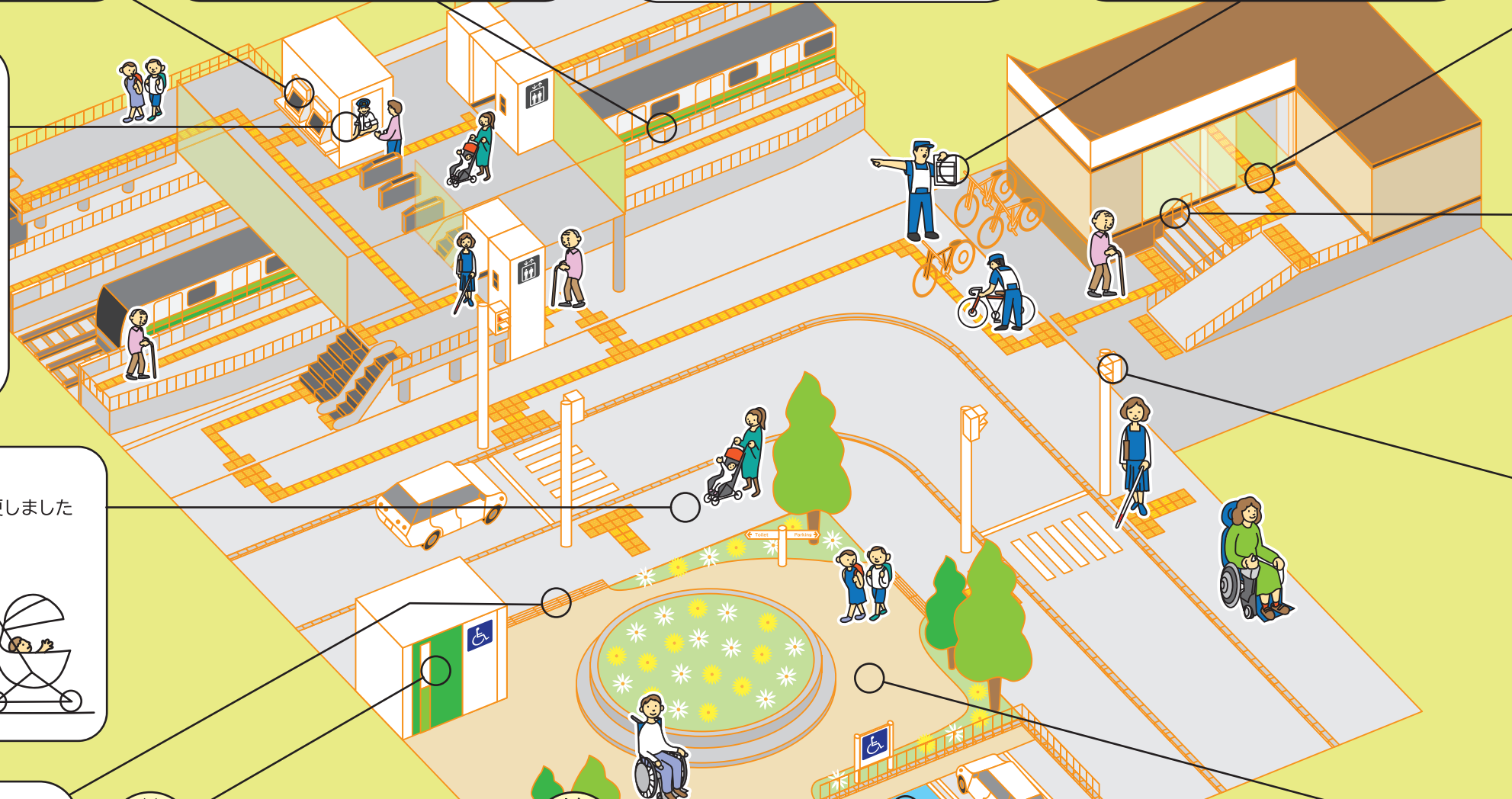
**教育** バリアフリー  
教室の開催



**公園** 車いす用  
駐車スペースの確保



**公園** 園路改修  
車いすやベビーカーでも通行し  
やすいよう、園路に舗装を設置しま  
した



**建築物** 手すりの設置



**交通安全** 音響式信号機の設置





# 港北区バリアフリー基本構想

## ■ バリアフリー化の基本的な考え方

バリアフリー化の整備を進める際は、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、全ての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物等の整備を実現していくことを目標とします。

各施設設置管理者は、移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めます。また、大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとします。

## ■ 教育啓発特定事業（心のバリアフリー）

令和2年5月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、市町村が定める基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリーに関する事業である「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリー化に向けた各種啓発・広報活動及び幅広い教育活動等の推進に努めることとされています。

また、事業者・施設設置管理者は、高齢者、障害者等に対して、適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練に努めることとされています。

港北区バリアフリー基本構想では、教育啓発特定事業として、「小学生向けの福祉教育（障害者に関する普及啓発）の実施」や「移動等円滑化を図るために必要な教育訓練」などを位置づけています。

## ■ 基本構想作成後の事業推進にあたって

- ◆横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、円滑な事業の推進に努めることとします。
- ◆横浜市は、事業者及び高齢者、障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとします。
- ◆事業者は、特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者、障害者等の意見を反映させるよう努めることとします。
- ◆市民は、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーの心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとします。
- ◆横浜市は、事業の進捗管理や事業評価を継続して実施していくこととします。
- ◆横浜市と事業者は連携して、事業の進捗状況及びバリアフリー化された施設の位置や利用案内について、広報に努めることとします。
- ◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行います。

### ＜お問い合わせ先＞

- 横浜市道路局 計画調整部 企画課  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
TEL：045-671-4086 FAX：045-651-6527 Eメール：[do-barrierfree@city.yokohama.jp](mailto:do-barrierfree@city.yokohama.jp)
- 横浜市港北区役所 総務部 区政推進課 まちづくり調整担当（4階 42番窓口）  
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26番地1  
TEL：045-540-2229 FAX：045-540-2209 Eメール：[ko-kusei@city.yokohama.jp](mailto:ko-kusei@city.yokohama.jp)

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、港北区役所区政推進課広報相談係（1階1番窓口）及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。

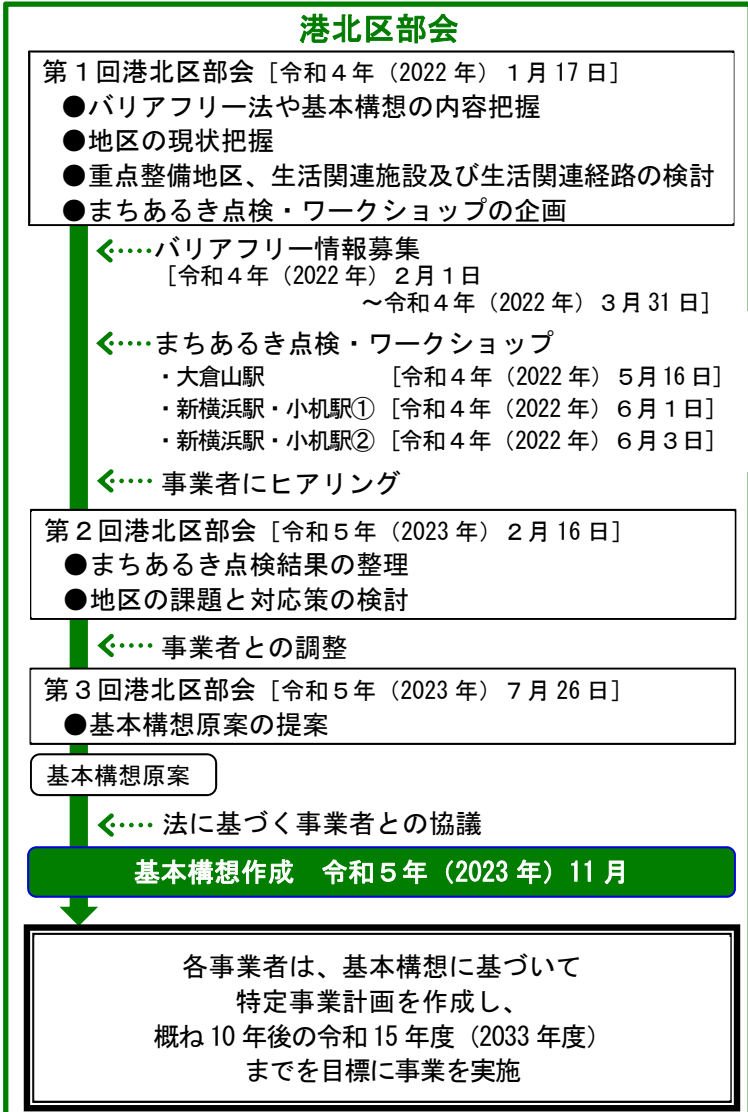
横浜市港北区バリアフリー基本構想 **検索** QRコードからも閲覧できます

発行 横浜市道路局・港北区役所 令和5年（2023年）11月



## ■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者、障害者等の市民の皆様、関係する事業者・行政機関などから構成される港北区部会を設置し、検討を進めました。

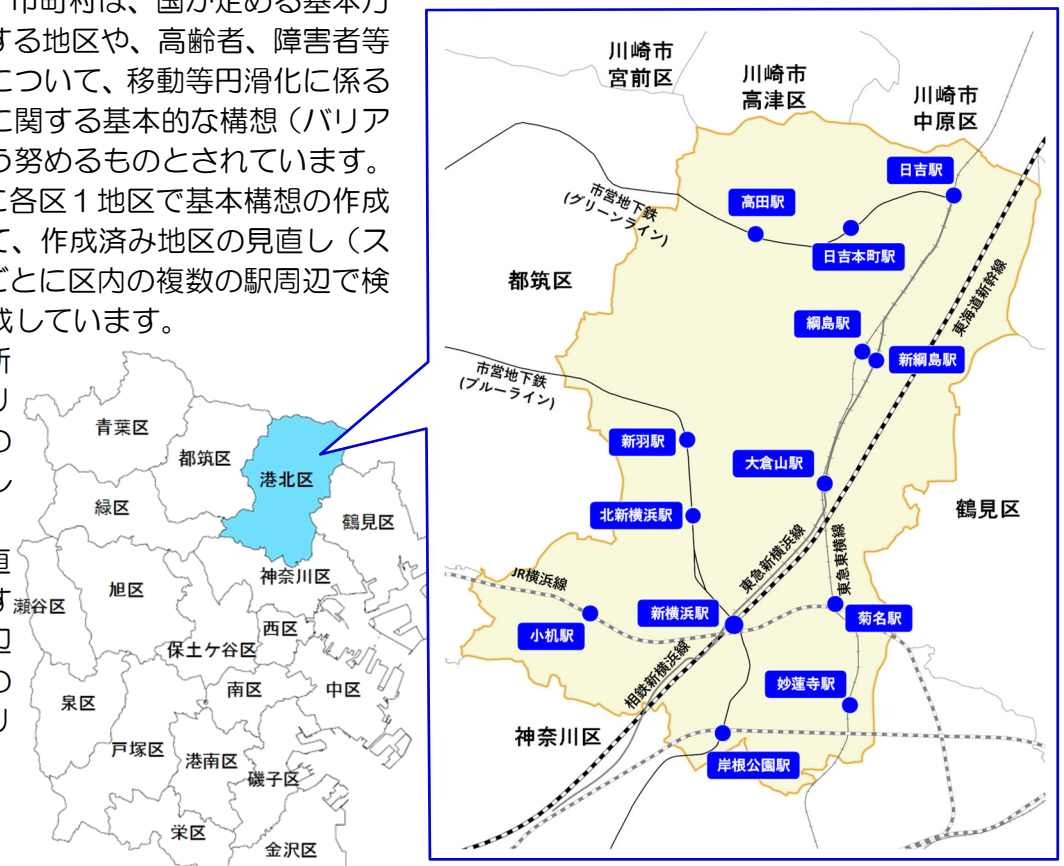


「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（バリアフリー基本構想）を作成するよう努めるものとされています。

横浜市では、平成28年度末に各区1地区で基本構想の作成が完了し、現在は、2巡目として、作成済み地区の見直し（スパイラルアップ）も含めて、区ごとに区内の複数の駅周辺で検討し、1つの基本構想として作成しています。

港北区では、平成18年度に「新横浜駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。

今回、新横浜駅周辺地区の見直しに加えて、一体の駅勢圏を有する小机駅周辺地区、大倉山駅周辺地区も含めた新たな基本構想の検討を進め、「港北区バリアフリー基本構想」を作成しました。



## 参考

### ◆バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第25条に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区※1）において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

基本構想では、重点整備地区、生活関連施設※2、生活関連経路※3及び特定事業※4を定めます。なお、基本構想作成後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、原則、基本構想作成から概ね5年後または概ね10年後を目標に事業を実施することになります。

### ※1「重点整備地区」

生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

### ※2「生活関連施設」

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設

### ※3「生活関連経路」

生活関連施設間を結ぶ経路

### ※4「特定事業」

生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの



■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（新横浜駅・小机駅周辺地区（新横浜駅拡大図））

公共交通特定事業

- <市営地下鉄ブルーライン 新横浜駅>
- 触知案内板の音声案内の音量調整
- 階段上端の視覚障害者誘導用ブロックの改修

道路特定事業

- <経路①>
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <経路⑩>
- 平坦性の改善
- <経路⑳>
- エスカレーターの音声案内の変更
- 音声案内板の改修

建築物特定事業

- <横浜銀行新横浜支店>
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <横浜信用金庫新横浜支店>
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <新横浜グレイスホテル>
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <新横浜プリンスホテル>
- ◇視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <コートホテル新横浜>
- ◇視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <みずほ銀行新横浜支店>
- ◇視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <大豆戸小学校>
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

都市公園特定事業

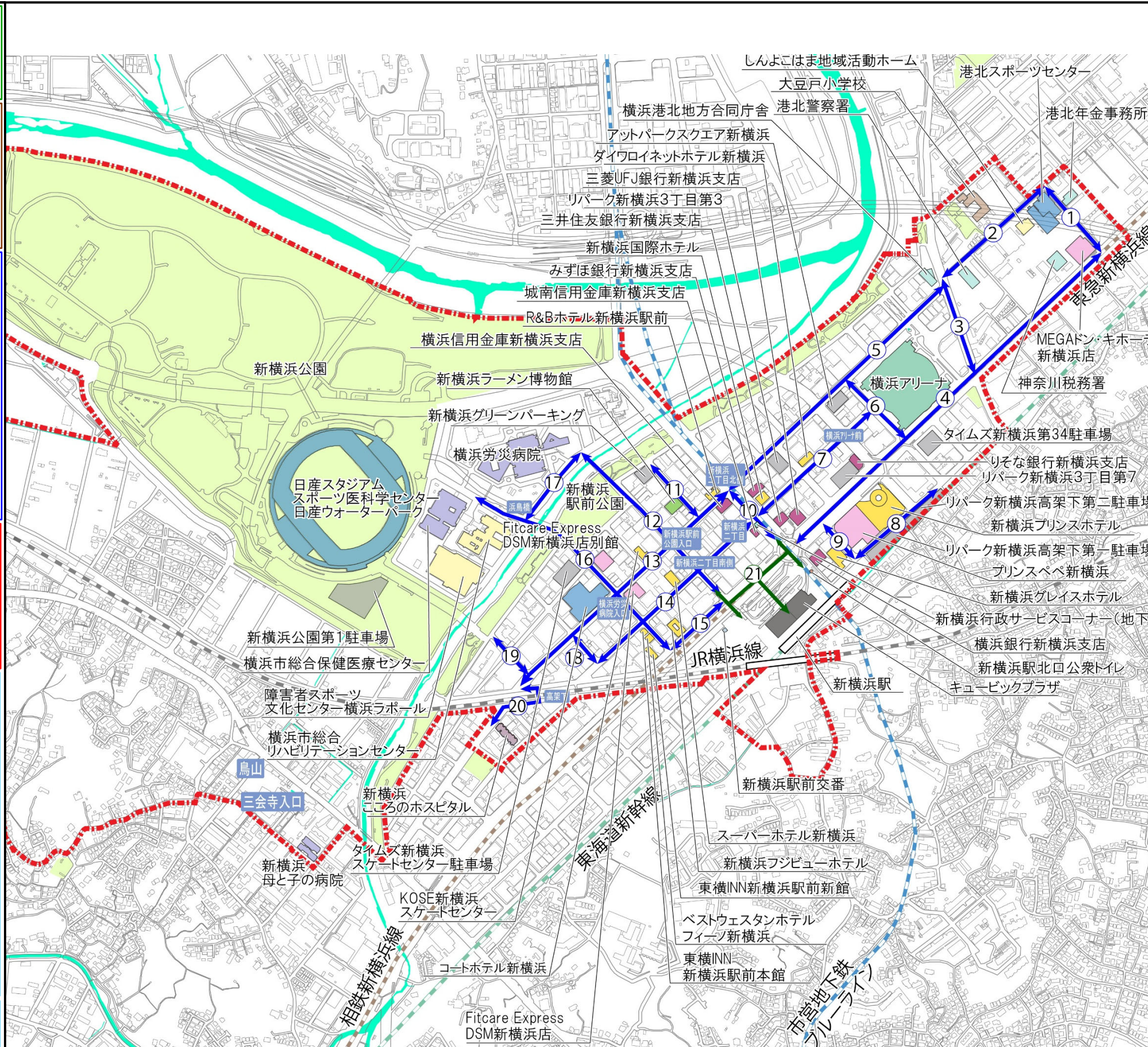
- <新横浜公園>
- バリアフリースイールのドアの改修検討
- ◇舗装の改修
- 黄色のラインを柱の縁沿いに延長
- 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

教育啓発特定事業

- <JR 横浜線 新横浜駅>
- 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練
- <東海道新幹線 新横浜駅>
- 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練
- <市営地下鉄ブルーライン 新横浜駅>
- 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練
- <障害者スポーツ文化センター横浜ラポール>
- 障害のない方（健常者）が、施設を利用する際に、障害特性や配慮方法などを記載したリーフレットなどを配布
- 聴覚障害に関する理解を深めるための出前講座等の実施

教育啓発特定事業 【地区共通】

- 地域防災拠点開設時に要援護者への対応を実施
- 職員向けの障害者対応研修を実施
- 道路のバリアフリーに関する一般向け・小学生向けの出前講座の実施



重点整備区域

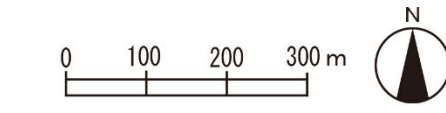
生活関連施設

- 旅客施設
- 官公庁等行政施設
- 文化施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 学校
- 商業施設
- 銀行・信用金庫
- 運動施設
- 宿泊施設
- 観光施設
- 公園
- その他施設
- 複合施設

生活関連経路

- 地上
- 立体横断施設
- 経路番号
- 新横浜駅 交差点名

- 令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業
- 令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業
- ◇ 今後機会を捉えて検討する事業
- 過去から継続して実施している、継続的に実施する事業



横浜市地形図複製承認番号 令5建都計第9005号

交通安全特定事業  
 <経路⑩ 横浜労災病院入口交差点>  
 ●歩行者青時間延長の検討



■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（小机駅周辺地区）

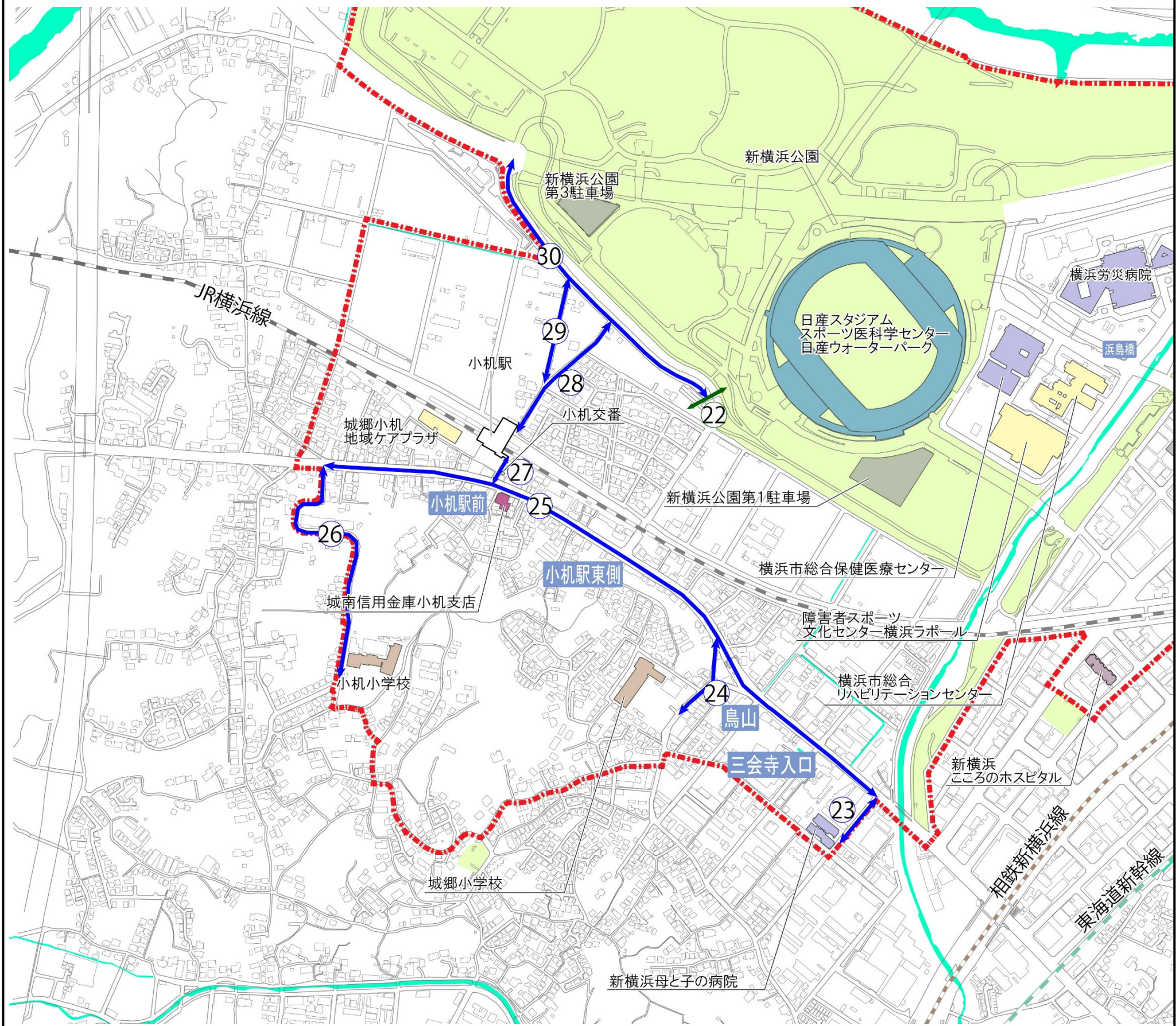
**公共交通特定事業**  
 <JR 横浜線 小机駅>  
 ◇滑りにくい床面への改修  
 ◇主要な設備の配置を示した触知案内板の設置  
 ●ホームドアの整備

**道路特定事業**  
 <経路②>  
 ●側溝改修の検討  
 <経路③>  
 ●排水施設の蓋交換  
 ○電柱移設の検討  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討  
 ●平坦性の改善  
 ●視覚障害者誘導ブロックの設置検討  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置  
 <経路⑦>  
 ●案内板等設置の検討  
 <経路⑩>  
 ●舗装の改修  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討  
 ●舗装の改修  
 <小机駅前広場>  
 ○平坦性の改善  
 ○平坦性の改善  
 ○歩車道境界を縁石で区分（歩道設置）  
 ○屋根付き乗降場の整備検討  
 ○平坦性の改善

**建築物特定事業**  
 <城郷小学校>  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置  
 <小机小学校>  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置

**教育啓発特定事業**  
 <JR 横浜線 小机駅>  
 □移動等円滑化を図るために必要な教育訓練  
 <横浜 city 地域ケアプラザ>  
 □小学生向けの福祉教育（障害者に関する普及啓発）の実施

**教育啓発特定事業 【地区共通】**  
 □地域防災拠点開設時に要援護者への対応を実施  
 □職員向けの障害者対応研修を実施  
 □道路のバリアフリーに関する一般向け・小学生向けの出前講座の実施

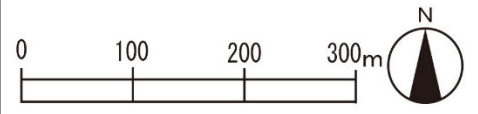


重点整備区域

- 生活関連施設
- 旅客施設
  - 官公庁等行政施設
  - 文化施設
  - 福祉施設
  - 医療施設
  - 学校
  - 商業施設
  - 銀行・信用金庫
  - 運動施設
  - 宿泊施設
  - 観光施設
  - 公園
  - その他施設
  - 複合施設

- 生活関連経路
- 地上
  - 立体横断施設
  - 経路番号
  - 交差点名

- 令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業
- 令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業
- ◇ 今後機会を捉えて検討する事業
- 過去から継続して実施している、継続的に実施する事業



横浜市地形図複製承認番号 令5建都計第 9005号



■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（大倉山駅周辺地区）

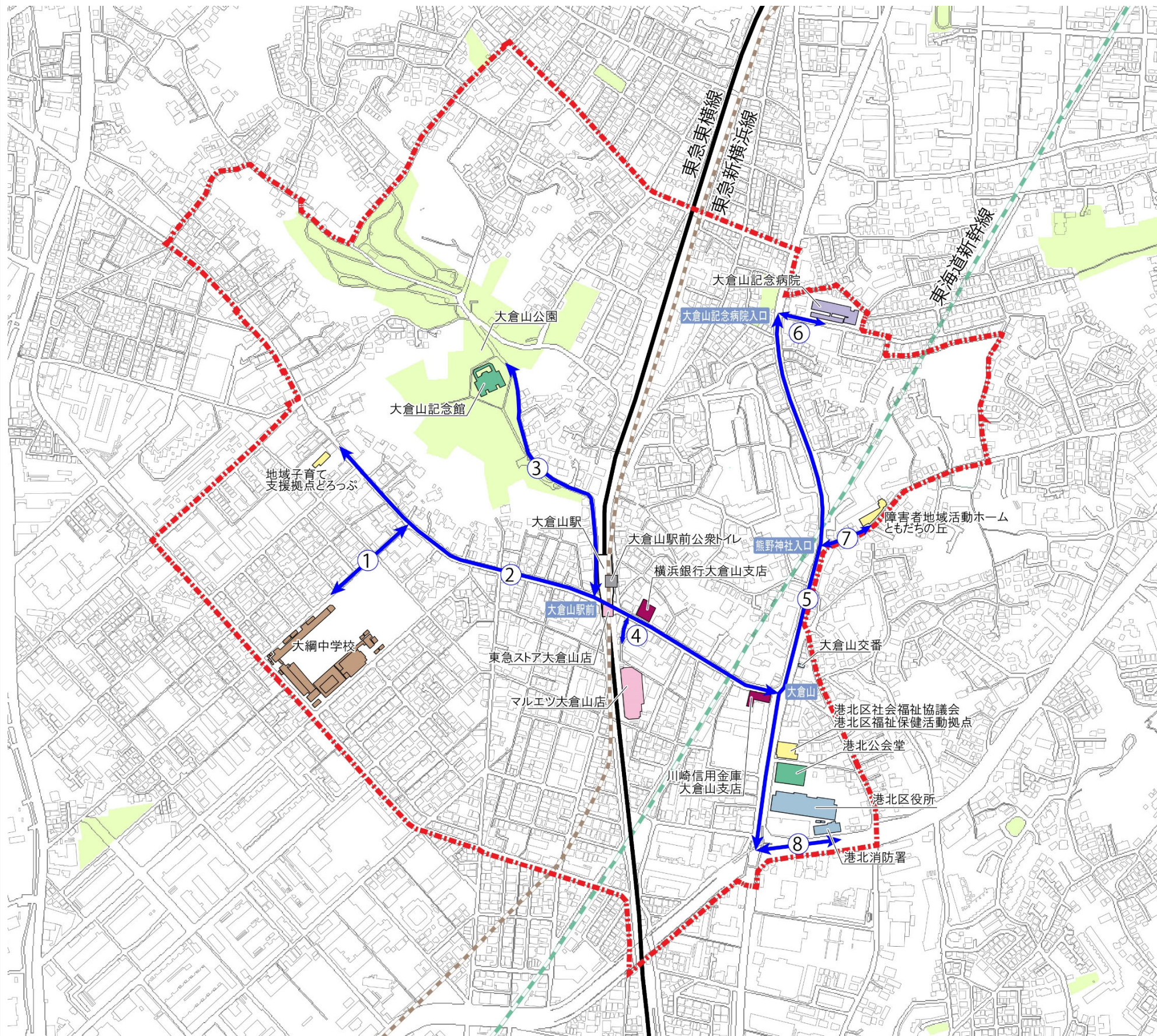
**公共交通特定事業**  
 <東急東横線 大倉山駅>  
 ◇券売機下壁の改修

**道路特定事業**  
 <経路②>  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置  
 ●輝度比確保の検討  
 <経路⑤>  
 ●誘導シート設置の検討  
 ●平坦性の改善  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置

**建築物特定事業**  
 <大倉山駅前公衆トイレ>  
 ◇ベビーチェアの設置  
 <港北区役所>  
 ◇車いす使用者用駐車施設の改善  
 ◇タクシー乗降場の設置  
 ●総合案内板の改修検討  
 ◇トイレの改修検討  
 <横浜銀行大倉山支店>  
 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置  
 <大綱中学校>  
 ●インターホン及び視覚障害者誘導用ブロックの設置

**教育啓発特定事業**  
 <東急東横線 大倉山駅>  
 □移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

**教育啓発特定事業【地区共通】**  
 □地域防災拠点開設時に要援護者への対応を実施  
 □職員向けの障害者対応研修を実施  
 □道路のバリアフリーに関する一般向け・小学生向けの出前講座の実施



重点整備区域

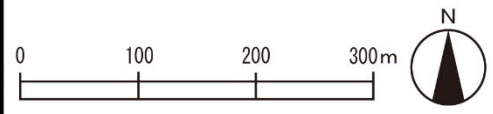
生活関連施設

- 旅客施設
- 官公庁等行政施設
- 文化施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 学校
- 商業施設
- 銀行・信用金庫
- 運動施設
- 宿泊施設
- 観光施設
- 公園
- その他施設
- 複合施設

生活関連経路

- 地上
- 経路番号
- 大倉山駅 交差点名

- 令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業
- 令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業
- ◇ 今後機会を捉えて検討する事業
- 過去から継続して実施している、継続的に実施する事業



横浜市地形図複製承認番号 令5建都計第9005号



## ■ バリアフリー化の基本的な考え方

バリアフリー化の整備を進める際は、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、全ての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物等の整備を実現していくことを目標とします。

各施設設置管理者は、移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めます。また、大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとします。

## ■ 教育啓発特定事業（心のバリアフリー）

令和2年5月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、市町村が定める基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリーに関する事業である「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリー化に向けた各種啓発・広報活動及び幅広い教育活動等の推進に努めることとされています。

また、事業者・施設設置管理者は、高齢者、障害者等に対して、適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練に努めることとされています。

緑区バリアフリー基本構想では、教育啓発特定事業として、「障害者に対する啓発活動の実施」や「移動等円滑化を図るために必要な教育訓練」を位置づけています。

## ■ 基本構想作成後の事業推進にあたって

- ◆横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、円滑な事業の推進に努めることとします。
- ◆横浜市は、事業者及び高齢者、障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとします。
- ◆事業者は、特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者、障害者等の意見を反映させるよう努めることとします。
- ◆市民は、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーの心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとします。
- ◆横浜市は、事業の進捗管理や事業評価を継続して実施していくこととします。
- ◆横浜市と事業者は連携して、事業の進捗状況及びバリアフリー化された施設の位置や利用案内について、広報に努めることとします。
- ◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行います。

### 《お問い合わせ先》

- 横浜市道路局 計画調整部 企画課  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
TEL：045-671-4086 FAX：045-651-6527 Eメール：do-barrierfree@city.yokohama.jp
- 横浜市緑区役所 総務部 区政推進課 企画調整係（4階42番窓口）  
〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地  
TEL：045-930-2217 FAX：045-930-2209 Eメール：md-kikaku@city.yokohama.jp

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、緑区役所区政推進課広報相談係（1階10番窓口）及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。

## ■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者、障害者等の市民の皆様、関係する事業者・行政機関などから構成される緑区部会を設置し、検討を進めました。

### 第1回緑区部会【令和4年2月1日】

- ・地区の概況について
- ・生活関連施設（案）と生活関連経路（案）の選定について
- ・バリアフリーに関する情報の募集について
- ・まちあるき点検ワークショップの企画について

### ←…バリアフリー情報募集

【令和4年2月14日～3月25日】

### ←…まちあるき点検・ワークショップ

（3地区6コース、地区ごとに実施）

1回目（長津田駅）：令和4年5月17日

2回目（鴨居駅）：令和4年5月19日

3回目（中山駅）：令和4年5月25日

### ←…事業者と情報共有・意見交換

### 第2回緑区部会【令和5年1月31日】

- ・まちあるき点検結果の整理
- ・地区の課題と対応策の検討

### ←…事業者との調整

### 第3回緑区部会【令和5年7月31日】

- ・基本構想原案の提案

### ←…法に基づく事業者との協議

基本構想作成 令和5年（2023年）11月

各事業者は、基本構想に基づいて特定事業計画を作成し、概ね10年後の令和15年度（2033年度）までを目標に事業を実施

# 緑区バリアフリー基本構想

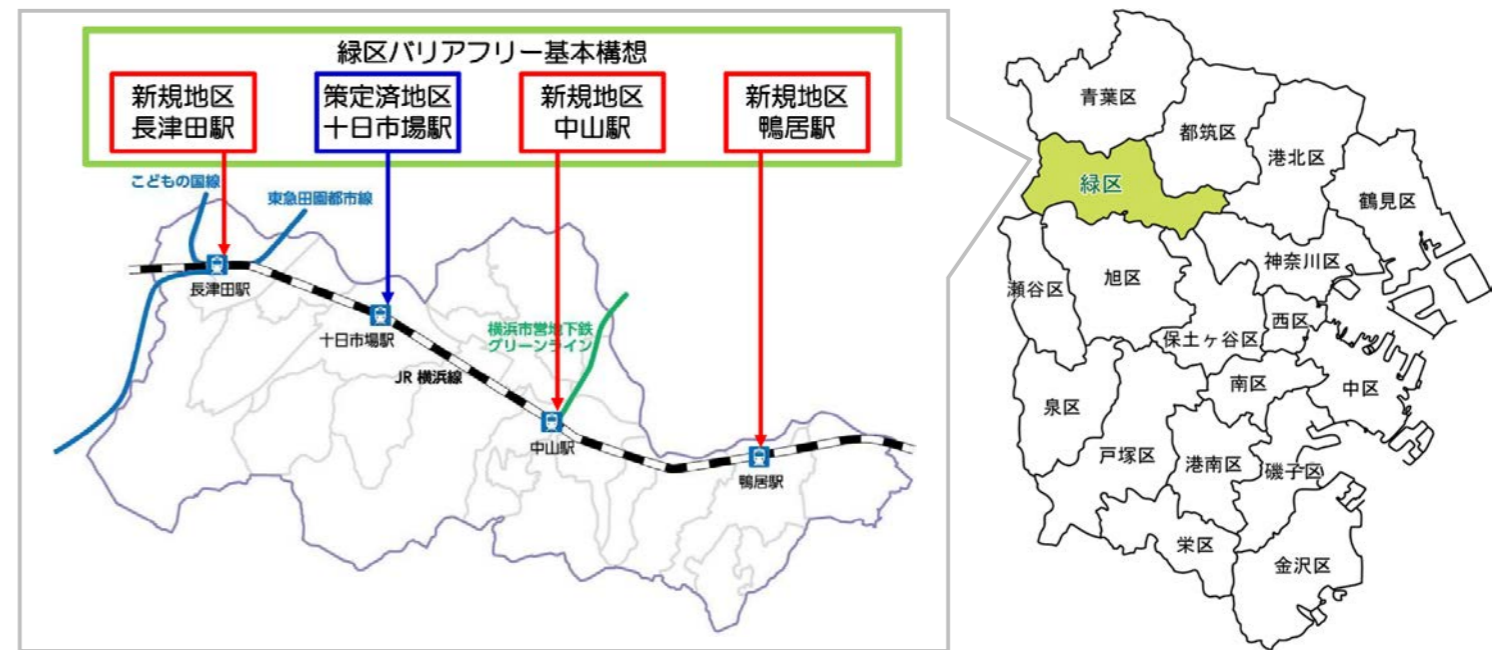
概要版

長津田駅周辺地区、中山駅周辺地区、鴨居駅周辺地区

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（バリアフリー基本構想）を作成するよう努めるものとされています。

横浜市では、平成28年度末に各区1地区で基本構想の作成が完了し、現在は、2巡目として、作成済み地区の見直し（スパイラルアップ）も含めて、区ごとに区内の複数の駅周辺で検討し、1つの基本構想として作成しています。

緑区では、平成28年度に十日市場駅周辺地区においてバリアフリー基本構想を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。今回、長津田駅、中山駅、鴨居駅の3駅周辺地区を新規重点整備地区とする新たな基本構想の検討を進め、「緑区バリアフリー基本構想」を作成しました。



## 参考：バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第25条に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区※1）において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

基本構想では、重点整備地区、生活関連施設※2、生活関連経路※3及び特定事業※4を定めます。

なお、基本構想作成後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、原則、基本構想作成から概ね5年後を目標に事業を実施することになります。

### ※1「重点整備地区」

生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

### ※2「生活関連施設」

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設

### ※3「生活関連経路」

生活関連施設間を結ぶ経路

### ※4「特定事業」

生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの

QRコードからも閲覧できます。





■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（長津田駅周辺地区）

道路特定事業

- <経路①>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <経路③>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
  - 視覚障害者誘導用ブロックと路面との輝度比を改善
- <経路④>
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
  - 勾配改善の検討
- <経路⑤>
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <経路⑩>
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <経路⑪>
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
  - 勾配改善の検討
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- <経路⑬>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <経路⑭>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
  - 路面サイン表面の滑り止め対策を検討
- <経路⑮>
  - 視覚障害者誘導用ブロックと路面との輝度比を改善
- <経路⑯>
  - 区画線の補修検討
- <経路⑰>
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
- <長津田駅北口駅前広場>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
  - 手すりに点字表示設置を検討
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- <御前田交差点>
  - 舗装の全面的な打ち替え
- <資源循環局前交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <杉山原公園前交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <長津田駅南口入口交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックと路面との輝度比を改善
- <長津田小学校入口交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置

教育啓発特定事業

- <JR長津田駅>
  - 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練
- <東急長津田駅>
  - 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練
- <地区共通>
  - 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練（市営バス）
- <地区共通>
  - 道路のバリアフリーに関する一般向け・小学生向け出前講座

建築物特定事業

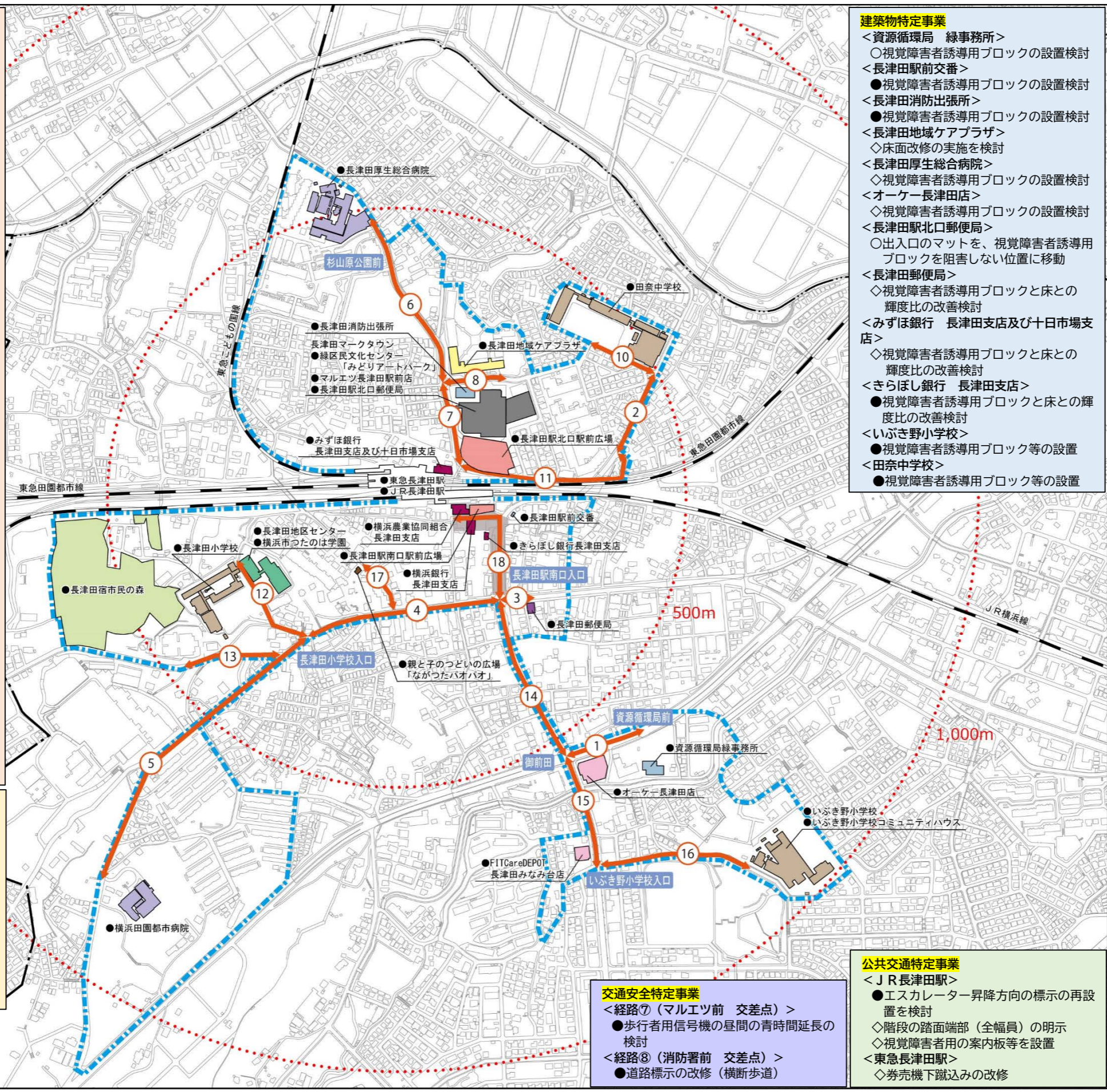
- <資源循環局 緑事務所>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <長津田駅前交番>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <長津田消防出張所>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <長津田地域ケアプラザ>
  - ◇床面改修の実施を検討
- <長津田厚生総合病院>
  - ◇視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <オーケー長津田店>
  - ◇視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <長津田駅北口郵便局>
  - 出入口のマットを、視覚障害者誘導用ブロックを阻害しない位置に移動
- <長津田郵便局>
  - ◇視覚障害者誘導用ブロックと床との輝度比の改善検討
- <みずほ銀行 長津田支店及び十日市場支店>
  - ◇視覚障害者誘導用ブロックと床との輝度比の改善検討
- <さらぼし銀行 長津田支店>
  - 視覚障害者誘導用ブロックと床との輝度比の改善検討
- <いぶき野小学校>
  - 視覚障害者誘導用ブロック等の設置
- <田奈中学校>
  - 視覚障害者誘導用ブロック等の設置

公共交通特定事業

- <JR長津田駅>
  - エスカレーター昇降方向の標示の再設置を検討
  - ◇階段の踏面端部（全幅員）の明示
  - ◇視覚障害者用の案内板等を設置
- <東急長津田駅>
  - ◇券売機下蹴込みの改修

交通安全特定事業

- <経路⑦（マルエツ前 交差点）>
  - 歩行者用信号機の昼間の青時間延長の検討
- <経路⑧（消防署前 交差点）>
  - 道路標示の改修（横断歩道）



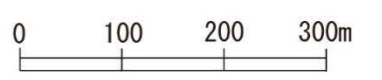
長津田駅周辺地区

重点整備地区  
 重点整備地区の区域

- 生活関連施設
- 旅客施設
  - 駅前広場・バスターミナル
  - 官公庁等行政施設
  - 文化施設
  - 福祉施設
  - 医療施設
  - 商業施設
  - 郵便局
  - 銀行・信用金庫・農協
  - 学校
  - 保育施設
  - 公園
  - 複合施設
  - その他
  - 都市計画道路長津田駅南口線（事業中）

- 生活関連経路
- 経路番号
- 交差点 交差点名
- 都道府県界
- 区界

- ：令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業
- ：令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業
- ◇：今後機会を捉えて検討する事業
- ：過去から継続して実施している、継続的に実施する事業





■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（中山駅周辺地区）

道路特定事業

- <経路①>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
  - 視覚障害者に対する踏切の安全対策について検討
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <経路②>
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
- <経路③>
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
- <経路⑦>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
  - 歩車道境界ブロックの補修
  - 雨水枡の蓋をバリアフリータイプへ交換
  - 歩車道境界ブロックの段差を改善
  - 視覚障害者誘導用ブロックの補修
- <経路⑧>
  - 歩車道境界ブロックの段差を改善
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <経路⑨>
  - 勾配の改善
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
- <経路⑩>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
  - マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置
  - 舗装補修による段差改善
- <経路⑫>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <経路⑬>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
  - マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討
  - 視覚障害者誘導用ブロックの補修
- <経路⑭>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <経路⑮>
  - マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
  - 歩車道境界ブロックの段差を改善
- <ラブニールなかやま'85>
  - 2段手すりの設置
  - 手すり端部に点字表示を設置
  - 滑りにくい路面への改修を検討
  - 視覚障害者誘導用ブロックと床面との輝度比を改善
- <中山駅北口駅前広場>
  - マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置
  - 舗装補修による段差改善
  - バス車両の停車位置の見直しを検討
- <都橋南側交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- <緑郵便局入口交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <中山駅南口入口交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- <緑区役所前交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- <台村町交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <交差点（旧 緑警察署前交差点）>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置

- その他の事業
- <中山駅北口駅前広場>
    - 中山駅周辺の案内看板（北口から南口への案内）についての対応検討

公共交通特定事業

- <JR中山駅>
  - ◇階段の踏面端部（全幅員）の明示
  - ホームドアの整備を検討
  - ◇床面改修の実施を検討
  - ◇2段手すりを設置
  - ◇階段の踏面端部（全幅員）の明示
- <市営地下鉄中山駅>
  - 手すりに点字を設置
  - ◇券売機下の蹴込みの改修
- <中山駅北口駅前広場>
  - 案内板の文字の大きさについて対応を検討

交通安全特定事業

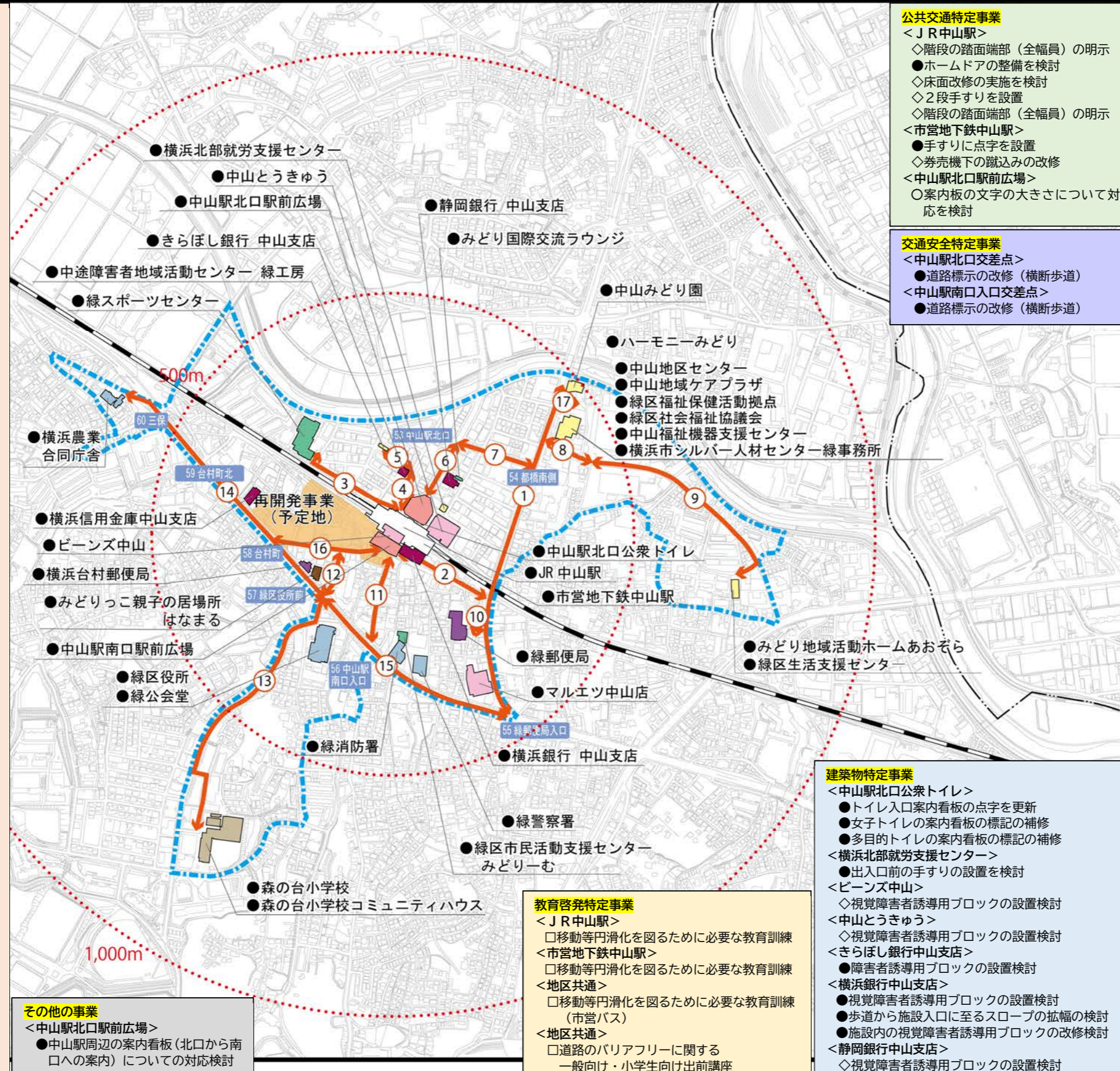
- <中山駅北口交差点>
  - 道路標示の改修（横断歩道）
- <中山駅南口入口交差点>
  - 道路標示の改修（横断歩道）

建築物特定事業

- <中山駅北口公衆トイレ>
  - トイレ入口案内看板の点字を更新
  - 女子トイレの案内看板の標記の補修
  - 多目的トイレの案内看板の標記の補修
- <横浜北部就労支援センター>
  - 出入口の手すりの設置を検討
- <ビーンズ中山>
  - ◇視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <中山とうきゅう>
  - ◇視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <きらぼし銀行中山支店>
  - 障害者誘導用ブロックの設置検討
- <横浜銀行中山支店>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
  - 歩道から施設入口に至るスロープの拡幅の検討
  - 施設内の視覚障害者誘導用ブロックの改修検討
- <静岡銀行中山支店>
  - ◇視覚障害者誘導用ブロックの設置検討

教育啓発特定事業

- <JR中山駅>
  - 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練
- <市営地下鉄中山駅>
  - 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練
- <地区共通>
  - 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練（市営バス）
- <地区共通>
  - 道路のバリアフリーに関する一般向け・小学生向け出前講座



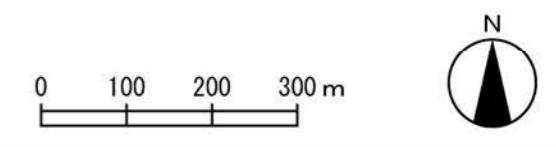
中山駅周辺地区

- 重点整備地区
- 重点整備地区の区域

- 生活関連施設
- 旅客施設
  - 駅前広場・バスターミナル
  - 官公庁等行政施設
  - 文化施設
  - 福祉施設
  - 医療施設
  - 商業施設
  - 郵便局
  - 銀行・信用金庫・農協
  - 学校
  - 保育施設
  - 公園
  - 複合施設
  - その他
  - 再開発事業予定地（南口）

- 生活関連経路
- 経路番号
- 交差点名
- 都道府県界
- 区界

- ：令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業
- ：令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業
- ◇：今後機会を捉えて検討する事業
- ：過去から継続して実施している、継続的に実施する事業



【横浜市地形図複製承認番号 令5建都計第 9005 号】



■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（鴨居駅周辺地区）

道路特定事業

- <経路①>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
  - 電柱の移設依頼
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
  - 歩道上の不要な切下げの撤去を検討
  - 側溝蓋の改善検討
- <経路②>
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
- <経路⑨>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <経路⑩>
  - 鉄蓋部分の補修検討
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
  - 歩道上の切下げの改修を検討
  - 電柱の移設依頼の検討
- <経路⑬>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
- <経路⑮>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
  - 歩車道境界ブロックの段差改善の検討
- <経路⑲>
  - 勾配の改善検討
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
  - 階段の補修検討
  - 段差の改善検討
  - 滑りにくい舗装の検討
  - ◇勾配改善の検討
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
  - 階段の段鼻のテープ貼替え
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
- <鴨居駅ふれあい橋>
  - 階段の段鼻に滑り止め設置を検討
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改修検討
  - エレベーター出入口付近の照明の明るさについて改修を検討
  - 階段の踊り場に手すりを設置
- <鴨居駅南口駅前広場>
  - 細目のグレーチング蓋へ交換
- <白山団地入口交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <鴨居交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <竹山団地入口交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <鴨居駅前交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改修検討
- <鴨居駅東交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <東本郷団地入口交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <林光寺入口交差点>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討

交通安全特定事業

- <鴨居駅南口駅前広場>
  - 道路標示の改修（横断歩道）

建築物特定事業

- <鴨居駅前交番>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <白山地区センター>
  - 細目のグレーチング蓋への交換を検討
- <鴨居消防出張所>
  - 区画線の設置を検討
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <横浜銀行鴨居駅前支店及び竹山支店>
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <芝信用金庫鴨居支店>
  - ◇視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <緑小学校>
  - 視覚障害者誘導用ブロック等の設置検討
- <鴨居中学校>
  - 視覚障害者誘導用ブロック等の設置検討

公共交通特定事業

- <JR鴨居駅>
  - ◇券売機下蹴込みの改修を検討
  - ホームドアの整備を検討
- <鴨居駅南口駅前広場>
  - ◇歩道勾配の改善を検討
  - 路面標示の張替検討

教育啓発特定事業

- <JR鴨居駅>
  - 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練
- <地区共通>
  - 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練（市営バス）
- <地区共通>
  - 道路のバリアフリーに関する一般向け・小学生向け出前講座

鴨居駅周辺地区

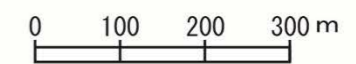
重点整備地区

重点整備地区の区域

生活関連施設

- 旅客施設
- 駅前広場・バスターミナル
- 官公庁等行政施設
- 文化施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 商業施設
- 郵便局
- 銀行・信用金庫・農協
- 学校
- 保育施設
- 公園
- 複合施設
- その他
- 都市計画道路山下長津田線（事業中）
- 生活関連経路
- 経路番号
- 交差点 交差点名
- 都道府県界
- 区界

- ：令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業
- ：令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業
- ◇：今後機会を捉えて検討する事業
- ：過去から継続して実施している、継続的に実施する事業

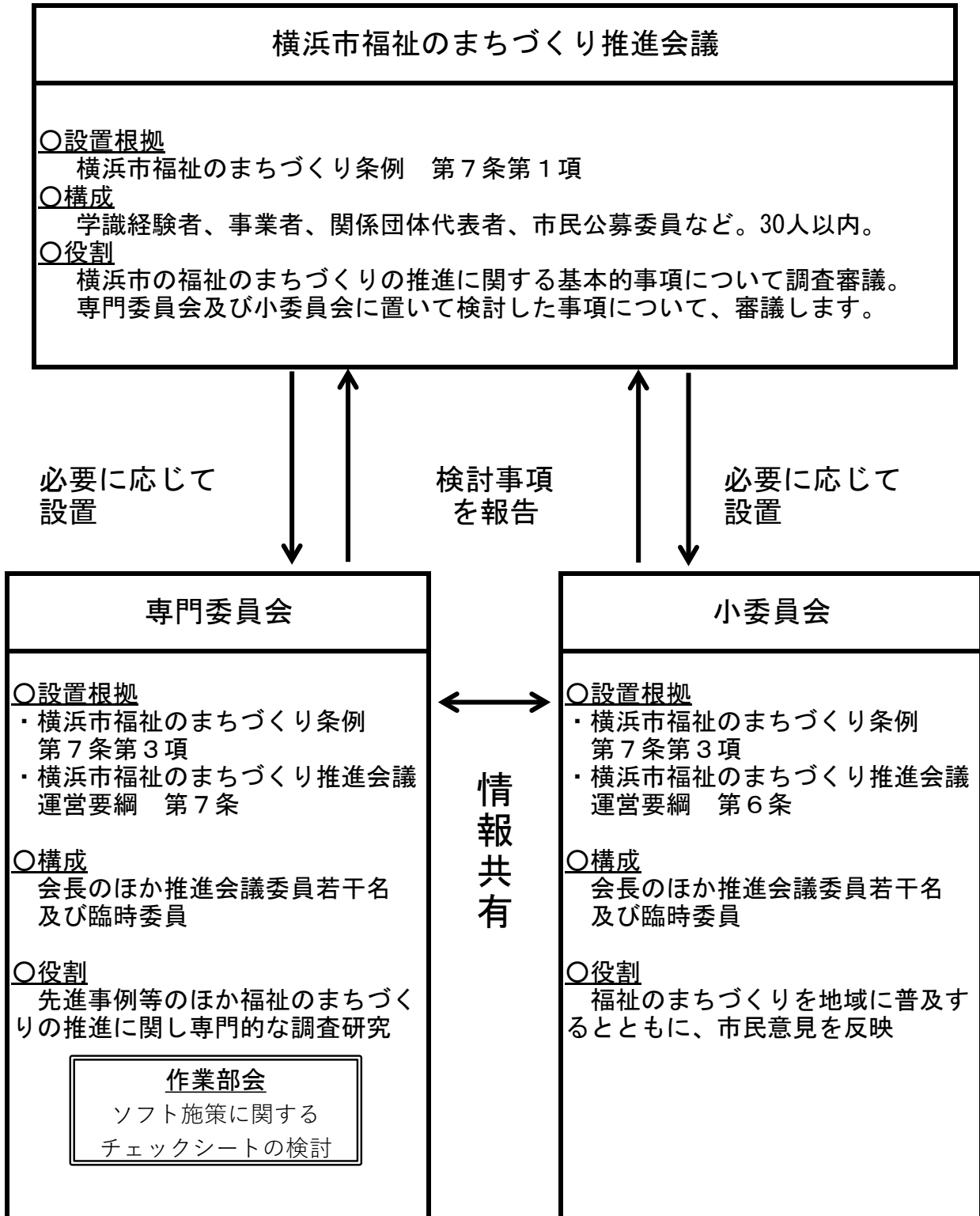


【横浜市地形図複製承認番号 令5建都計第 9005 号】



## 横浜市福祉のまちづくり推進会議について

### ◆横浜市福祉のまちづくり推進会議 構成図



## ○横浜市福祉のまちづくり条例

平成24年12月28日

条例第90号

横浜市福祉のまちづくり条例をここに公布する。

## 横浜市福祉のまちづくり条例

横浜市福祉のまちづくり条例(平成9年3月横浜市条例第19号)の全部を改正する。

## 目次

## 前文

## 第1章 総則(第1条—第6条)

## 第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議(第7条—第11条)

## 第3章 基本的施策(第12条—第18条)

## 第4章 施設の整備

## 第1節 特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模(第19条・第20条)

## 第2節 建築物移動等円滑化基準及び整備基準

## 第1款 建築物移動等円滑化基準(第21条—第24条)

## 第2款 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準(第25条—第27条)

## 第3節 一般都市施設及び指定施設の整備(第28条—第38条)

## 第4節 車両等及び住宅の整備(第39条・第40条)

## 第5章 雑則(第41条・第42条)

## 附則

横浜は、開港当時から新しい文化や国内外の様々な人々を広く受け入れながら、独自の文化を創り出してきた。この横浜の文化が福祉のまちづくりに生かされ、昭和49年に、高齢者、子ども、障害者等全ての市民が生活し、活動できる横浜市の実現を理念とした福祉の風土づくり推進事業を開始し、今日までの様々な取組につながっている。

近年の少子高齢化や生活様式の多様化など、市民の生活環境は大きく変化し、暮らしが便利になった半面、人と人とのつながりが希薄化し、社会の中で孤立する人が増えるなど新たな課題も生じている。

このような状況だからこそ、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れる風土を大切にしながら、一人一人の個性を尊重し、認め合う社会が求められている。

福祉のまちづくりの基本的な考え方である基本的人権の保障、生活者主体の視点並びに市民、事業者及び行政による協働に加え、暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念とし、市民、事業者及び行政が一体となって、次世代につなげていくことができるまちを目指し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりについて、横浜市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物等を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人間性豊かな福祉都市の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、この条例において定めるもののほか、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり 高齢者、障害者等を含む全ての人が相互に交流し、支え合うとともに、安全かつ円滑に施設を利用することができ、あらゆる分野の活動に参加することができる環境を整備することをいう。
- (2) 高齢者、障害者等 高齢者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるもの、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。ただし、第22条から第24条までにおいては、法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。
- (3) 一般都市施設 病院、診療所、学校、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、鉄道の駅、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分を有する施設及びこれらに準ずる施設で規則で定めるものをいう。
- (4) 指定施設 一般都市施設のうち、規則で定める種類及び規模のものをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、事業者及び市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、必要に応じて支援する措置を講ずるものとする。
- 3 市は、自ら設置し、又は管理する施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、他の事業者と協力して、福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
- 4 事業者は、自ら所有し、又は管理する施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
- 2 市民は、相互に協力して、福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
  - 3 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(市、事業者及び市民の協力及び連携)

- 第6条 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。

第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議

(設置)

- 第7条 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市福祉のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
- 2 推進会議は、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。
  - 3 推進会議に、必要に応じ小委員会又は専門委員会を置くことができる。

(組織)

- 第8条 推進会議は、委員30人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
    - (1) 学識経験のある者
    - (2) 事業者
    - (3) 関係団体を代表する者
    - (4) 関係行政機関の職員
    - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 推進会議に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

### 第3章 基本的施策

(指針の策定)

第12条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針(以下「推進指針」という。)を策定するものとする。

- 2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 福祉のまちづくりに関する目標
  - (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
  - (3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項
- 3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

(情報の提供、教育の充実等)

第13条 市は、福祉のまちづくりに関して事業者及び市民が理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動を促進するため、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供、教育の充実並びに学習の支援に努めるものとする。

(調査研究等)

第14条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。

- 2 市は、事業者及び市民が行う福祉のまちづくりに関する調査及び研究について支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市長は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(表彰)

第16条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して表彰を行うことができる。

(福祉のまちづくり重点推進地区)

第17条 市長は、福祉のまちづくりを推進することが特に必要と認められる地区を福祉のまちづくり重点推進地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

3 市長は、福祉のまちづくり重点推進地区を指定するときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

(市民参画の確保)

第18条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策について検討、評価等を行う場合は、事業者及び市民から広く意見を求めるものとする。

#### 第4章 施設の整備

##### 第1節 特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第19条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 学校(令第5条第1号に規定する特定建築物を除く。)

(2) 共同住宅

(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に規定する特定建築物を除く。)

(4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(令第5条第11号に規定する特定建築物を除く。)

(特別特定建築物の建築の規模)

第20条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物(前条(第2号を除く。))に規定する特定建築物を含む。以下この条において同じ。)の建築の規模は、別表(あ)欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が同表(い)欄に掲げる数値であることとする。

## 第2節 建築物移動等円滑化基準及び整備基準

### 第1款 建築物移動等円滑化基準

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第21条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、建築物特定施設について規則で定める構造及び配置に関する事項とする。

(増築等に関する適用範囲)

第22条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物(第19条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。)にすることを含む。第1号において「増築等」という。)をする場合には、前条の規定により規則で定める事項については、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。第6号において同じ。)から車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- (6) 車いす使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第23条 第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する前条の規定の適用については、同条第3号及び第5号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(適用除外)

第24条 第19条から第22条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上、建築物の構造上、利用の目的上その他の理由によりやむを得ないと認めて許可した場合は、適用しない。

## 第2款 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準

### (整備基準)

第25条 市長は、一般都市施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 指定施設以外の一般都市施設に関する整備基準(以下「一般都市施設整備基準」という。)は、通路及び出入口の構造に関する事項その他高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に必要となる事項について、当該一般都市施設の種類及び規模に応じて規則で定めるものとする。

3 指定施設に関する整備基準(以下「指定施設整備基準」という。)は、次に掲げる事項について、当該指定施設の種類及び規模に応じて規則で定めるものとする。

(1) 通路の構造及び配置

(2) 出入口の構造及び配置

(3) 廊下等、階段、傾斜路及びエレベーターその他の昇降機の構造及び配置

(4) 便所及び駐車場の構造及び配置

(5) 客室及び浴室、シャワー室又は更衣室の構造及び配置

(6) 歩道の構造及び配置

(7) 標識、案内設備及び警報設備の構造及び配置

(8) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に必要となるものの構造及び配置

### (整備基準の遵守)

第26条 一般都市施設の新設又は改修(建築物にあっては、建築(用途の変更をして一般都市施設にすることを含む。))又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。附則第8項において同じ。)をしようとする者は、指定施設以外の一般都市施設にあっては一般都市施設整備基準を、指定施設にあっては指定施設整備基準を遵守しなければならない。ただし、これらの整備基準を遵守する場合と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用することができる場合又は一般都市施設の規模、構造、地形の状況等により、これらの整備基準を遵守することが困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。

### (既存施設の整備)

第27条 この款の規定の施行の際現に存する一般都市施設(以下「既存施設」という。)を所有し、又は管理する者は、当該既存施設について、指定施設以外の一般都市施設にあっては一般都市施設整備基準に、指定施設にあっては指定施設整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。



### 第3節 一般都市施設及び指定施設の整備

#### (事前協議)

第28条 指定施設の新設又は改修(建築物にあっては、建築(用途の変更をして指定施設にする場合を含む。))又は建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の様替をいう。第36条において同じ。)をしようとする者(以下「指定施設整備者」という。)は、第25条第3項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による協議に係る指定施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

#### (工事完了の届出)

第29条 前条第1項による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

#### (完了検査)

第30条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る指定施設が指定施設整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検査を行った場合において、当該指定施設について、第28条第1項の規定により行われた協議の内容と異なり、かつ、指定施設整備基準に適合していないと認めるときは、前条の規定による届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

#### (適合証の交付)

第31条 市長は、前条第1項の検査の結果、第29条の規定による届出に係る指定施設が指定施設整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、それを証する証票(以下「指定施設整備基準適合証」という。)を当該届出をした者に交付するものとする。

2 指定施設以外の一般都市施設を所有し、又は管理する者は、当該一般都市施設を一般都市施設整備基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、市長に対し、一般都市施設整備基準に適合していることを証する証票(以下「一般都市施設整備基準適合証」という。)の交付を請求することができる。この場合において、当該一般都市施設を指定施設整備基準にも適合させたときは、市長に対し、指定施設整備基準適合証の交付も請求することができる。

3 指定施設を所有し、又は管理する者は、当該指定施設を指定施設整備基準に適合させたとき(第1項の場合を除く。)は、規則で定めるところにより、市長に対し、指定施設整備基準適合証の交付を請求することができる。

4 市長は、前2項の規定による請求があった場合において、指定施設以外の一般都市施設にあっては一般都市施設整備基準(第2項後段に規定する場合においては、指定施設整備基準)に、指定施設にあっては指定施設整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求者に対し、それぞれ一般都市施設整備基準適合証又は指定施設整備基準適合証を交付しな

なければならない。

(表示板の交付及び掲示)

第32条 市長は、高齢者、障害者等の整備基準に適合している一般都市施設の利用を促進するため、一般都市施設のうち規則で定めるものを所有し、又は管理する者に、規則で定めるところにより表示板を交付するものとする。

2 前項の規定による表示板の交付を受けた者は、当該表示板を当該施設の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(維持保全)

第33条 第31条第1項及び第4項の規定により交付を受けた一般都市施設整備基準適合証又は指定施設整備基準適合証に係る施設を所有し、又は管理する者は、一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準に適合させた部分の維持保全に努めなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の施設を所有し、又は管理する者に対し、一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準に適合させた部分の維持保全の状況について、必要な報告を求めることができる。

(既存指定施設に関する調査及び報告)

第34条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるものを所有し、又は管理する者に対し、当該既存施設のうち指定施設であるものが指定施設整備基準に適合しているかどうかを調査させ、その結果の報告を求めることができる。

(指導及び助言)

第35条 市長は、第33条第2項又は前条の規定による報告があった場合において、当該報告に係る施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の適確な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第36条 市長は、第28条第1項の規定による協議を行わずに指定施設の新設又は改修に着手した者に対して、期限を定めて、当該協議を行うよう勧告することができる。

2 市長は、指定施設整備者の指定施設の新設又は改修に伴って講ずる措置が、指定施設整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該指定施設整備者に対し、指定施設整備基準を勘案して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第37条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

る。

- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとする場合において、前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

#### (立入調査)

第38条 市長は、第28条第2項、第30条、第31条第1項及び第4項、第32条第1項、第33条第2項並びに第34条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設整備者又は一般都市施設を所有し、若しくは管理する者の同意を得て、当該施設に立ち入らせ、一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準への適合状況について調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

### 第4節 車両等及び住宅の整備

#### (車両等の整備)

第39条 車両等を所有し、又は管理する者は、当該車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めなければならない。

#### (住宅の整備)

第40条 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

## 第5章 雑則

#### (手数料)

第41条 第24条の規定に基づく許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければならない。

- 2 既納の手数料は、返納しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

#### (委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(平成25年7月規則第67号により平成26年1月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例(以下「新条例」という。)第28条第1項の規定による協議をしようとする者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条の規定の例により協議を行うことができる。  
(横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例の廃止)

- 3 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例(平成16年10月横浜市条例第51号)は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例(以下「旧条例」という。)第8条第2項の規定により任命されている委員は、新条例第8条第2項の規定により任命された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第9条第1項本文の規定にかかわらず、規則で定める日までとする。
- 5 旧条例第12条の規定により策定された推進指針は、新条例第12条の規定により策定された推進指針とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、新条例第19条から第24条までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第4条第3項に規定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新条例第19条から第24条までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に工事中の一般都市施設の新設又は改修については、新条例第25条から第38条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

別表(第20条)

(あ)特別特定建築物	(い)床面積の合計
病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	
集会場(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。)又は公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類す	

るもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所(地方公共団体が設置するものに限る。)	
診療所(患者の収容施設がないものに限る。)	300平方メートル
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
遊技場	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
学校	1,000平方メートル
集会場(全ての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。)	
展示場	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	
公衆浴場	
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	

(備考) 床面積の合計の欄に定めのない特別特定建築物は、いかなる規模であっても建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。

## 横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱

制定 平成9年7月15日（局長決裁）

最近改正 令和元年11月19日（局長決裁）

## （目的）

第1条 この要綱は、横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）（平成24年12月28日横浜市条例第90号）第7条に規定する横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に必要な基本事項を定める。

## （会議等）

第2条 推進会議は会長が招集する。

2 推進会議は委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

## （会議の公開）

第3条 推進会議は、公開とする。

2 推進会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示に従い、傍聴しなければならない。

3 傍聴定員は、先着順で10人とする。ただし、会長が必要と認めるときはこの限りではない。

4 会長は、傍聴者が会議運営の支障となる行為をし、指示に従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

5 傍聴者は、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

## （会議の非公開）

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により推進会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により推進会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 推進会議を非公開とする場合において、会議場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴人を会議場から退去させるものとする。

## （普及・啓発）

第5条 推進会議は、必要に応じ、福祉のまちづくりの普及・啓発のため、講演会等を開催することができる。

## （小委員会）

第6条 推進会議は、福祉のまちづくりを地域に普及するとともに、市民意見を反映するため、条例第7条第3項に定める小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長のほか推進会議の委員若干名及び必要に応じて臨時委員により組織する。

3 小委員会に所属する委員は、会長が推進会議に諮り指名する。

4 小委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

5 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

6 小委員会は、委員長が招集する。

7 小委員会は、第1項の目的のために、福祉のまちづくりに関する事務局への助言を行うことができる。

8 小委員会の委員は、第1項の目的を達成するため次に掲げる事項を積極的に行わなければならない。

(1) 事業者及び市民が地域で実施する福祉のまちづくりをテーマとする懇談会などへの参加

(2) 市が実施する福祉のまちづくりに関する障害者団体等との意見交換会への参画

(3) 第5条で規定する講演会等の企画、運営に関すること

**(専門委員会)**

第7条 推進会議は、福祉のまちづくりの推進に必要な調査研究等を行うため、条例第7条第3号に定める専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長のほか推進会議の委員若干名及び必要に応じて臨時委員により組織する。

3 専門委員会に所属する委員は、会長が推進会議に諮り指名する。

4 専門委員会は、会長をもって委員長とし、副委員長を1人置く。

5 専門委員会は、委員長が招集する。

6 第1項の調査研究等とは、次に掲げる事項とする。

(1) 福祉のまちづくりに係る専門的事項の検討

(2) 専門性の高い特別な事項の検討及び調査研究

(3) 福祉のまちづくりに関する事務局への助言

**(バリアフリー検討協議会の設置)**

第8条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法という。）第25条に定める基本構想について、専門的な見地から意見を聴取するため、推進会議に関連する懇談会として、バリアフリー法第26条に定める「横浜市バリアフリー検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の庶務は道路局計画調整部企画課に置き、組織及び運営に関する事項は、別に定める。

**(事務局)**

第9条 推進会議の事務局は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課に置く。

附 則

1 この要綱は、平成9年7月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年9月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年8月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年11月19日から施行する。